

鎌倉市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市（以下「市」という。）の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、法第1条に規定するいじめの防止等をいう。

3 この条例において「学校」とは、鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年3月条例第14号）第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、法第2条第4項に規定する保護者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校に加え、国、神奈川県、市、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめ防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、いじめを受けたとき、又はいじめが行われていることを知ったとき(いじめの疑いがあると認めたときを含む。)は、その保護者、学校又はいじめの防止等に関係する機関及び団体に速やかに相談するよう努めるものとする。

(市及び教育委員会の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該対策に係る体制を整備するものとする。

3 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 鎌倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 児童等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者として、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識し、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し規範意識を養うための指導その他必要な指導に努めるものとする。

2 児童等の保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のた

めの措置に協力するよう努めるものとする。

(鎌倉市いじめ防止基本方針の策定)

第8条 市は、法第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第9条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、法第13条に規定する当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡協議会の所掌事務)

第11条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(連絡協議会の組織)

第12条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（次条及び第14条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学校の教職員
- (5) 市職員

(連絡協議会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第14条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(鎌倉市いじめに関する調査委員会の設置)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき、鎌倉市いじめに関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第16条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(調査委員会の組織)

第17条 調査委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第18条 第13条及び第14条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(鎌倉市いじめ問題再調査委員会の設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(再調査委員会の所掌事務)

第20条 再調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議するものとする。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育又は人権に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第23条 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(準用)

第24条 第14条の規定は、再調査委員会の委員及び臨時委員について準用する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(いじめ問題対策連絡協議会及びいじめに関する調査委員会条例及びいじめ問題再調査委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（平成26年7月条例第7号。次項において「連絡協議会及び調査委員会条例」という。）

(2) 鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年7月条例第8号。次項において「再調査委員会条例」という。）

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の連絡協議会及び調査委員会条例第3条第2項の規定により委嘱若しくは任命されている委員又は同条例第7条第2項の規定により委嘱されている委員は、第12条第2項の規定により委嘱若しくは任命された委員又は第17条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、これらの委員の任期は、廃止前の連絡協議会及び調査委員会条例の規定により委嘱又は任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の再調査委員会条例第2条第2項又は第4条第2項の規定により委嘱されている委員又は臨時委員は、第21条第2項又は第23条第2項の規定により委嘱された委員又は臨時委員とみなす。この場合において、当該委員又は当該臨時委員の任期は、廃止前の再調査委員会条例の規定により委嘱された委員又は臨時委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

(準備行為)

5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。